平成 31 年 1 月 17 日（木）

平成３０年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
（第３回）

議　案　書

【時間】午後 1 時 40 分から

【場所】紀の川市役所　本庁舎 4 階 401 会議室

目次

出席者名簿 - 1 -
会議次第 - 2 -
議案第１号 - 3 -
　資料１ - 4 -
議案第２号 - 16 -
　資料２ - 17 -
【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会　規約 - 18 -

出席者名簿

規約第4条に基づく位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1)紀の川市の指名する者	紀の川市	副市長	林　信良	会長
	紀の川市	福祉部長	橋本　好秀	
	紀の川市	農林商工部	神徳 政幸	
	紀の川市	建設部長	前田　泰宏	
(2)法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	取締役社長	久保　洋介	
	有田交通株式会社	代表取締役	岩橋　正典	
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇　正宜	
	西日本旅客鉄道株式会社	総務企画課長	藤原　鋭	代理出席
	和歌山電鐵株式会社	総務企画部長	麻生　剛史	代理出席
	公益社団法人和歌山県バス協会	専務理事	森下　清司	
	一般社団法人和歌山県タクシー協会	専務理事	安東　完爾	
	和歌山県交通運輸産業労働組合協議会	幹事	坂前　吉信	
(3)住民又は利用者の代表	打田地区区長会	会長	坂上　明	
	粉河地区区長会	会長	恩賀　義之	
	那賀地区区長会	会長	平井　貴	
	桃山地区区長会	会長	植田　紳一	
	貴志川地区区長会	会長	南　勝	
	紀の川市身体障害者連盟	会長	泉中　條子	
(4)近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	衣川　勝己	
	和歌山運輸支局	運輸企画専門官	小林　純平	代理出席
(5)岩出警察署長又はその指名する者	岩出警察署	交通課長	廣海　泰宏	代理出席
(6)道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者	近畿大学経営学部	教授	髙橋　愛典	副会長
	和歌山河川国道事務所和歌山国道維持出張所	所長	原　利恵子	
	和歌山県企画部地域振興局総合交通政策課	課長	長尾　尚佳	監査委員
	那賀振興局建設部	副部長	松本　功	
	岩出市総務部総務課	総務部次長兼総務課長	木村　清隆	監査委員

会議次第

１．開　　会

２．あ い さ つ

３．出席者紹介

４．議　　事

ⅰ．議案第１号
▼地域公共交通確保維持改善事業の事業評価（案）について
・資料１のとおり

ⅱ．議案第２号
▼紀の川市地域公共交通網形成計画（素案）の確定とパブリックコメントの実施について
・資料２のとおり

５．そ　の　他

６．閉　　会

議案第１号

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価（案）について

■地域公共交通確保維持改善事業の事業評価（案）について、承認を求める。

資料１のとおり

平成３１年１月１７日提出

資料１

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（ネットワーク全体の評価）

１．協議会が目指す地域公共交通の将来像

公共交通の将来像
・本市は、平成 30 年度末の完成を目標に、地域公共交通網形成計画（以下、「網形成計画」）を策定予定です。 ・網形成計画が未策定のため断定的な表現はできませんが、事前調査[1]や地域住民との協議等を経て、以下の 5 点を課題として整理予定です。 ① 高齢化、交通弱者の増加に対応した地域公共交通づくり ② より使いやすい地域公共交通づくり ③ 持続可能な地域公共交通づくり ④ 地域公共交通軸としての鉄道サービスの維持 ⑤ バスに対する意識の向上 ・上記の課題解決に向け、以下の基本方針を設定し、地域公共交通の活性化・再生を図る予定です。 ① 利用実態に応じた適材適所のサービスの提供 ② 市民・事業者・行政がともに担い手の意識を持った地域公共交通ネットワークの維持 ③ 選ばれる地域公共交通となるための環境整備
公共交通ネットワークのイメージ図
・添付資料をご覧ください。

[1] 平成 29 年度に紀の川市単独事業として実施。報告書は市ホームページにて公開。

２．目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

【目標設定】

・地域巡回バス利用者数

▼平成 30 年度（H29.10～H30.9）

路線名	目標人数	1 日当り	備考
粉河那賀路線	14,680 人	40.6 人	正月 3 が日を除き毎日運行
桃　山　路　線	12,568 人	34.7 人	
合　　計	27,248 人	75.3 人	

▼（参考）平成 28 年度と平成 29 年度の利用者数

路線名	平成 28 年度		平成 29 年度	
	実績人数	1 日当り	実績人数	1 日当り
粉河那賀路線	15,064 人	41.5 人	14,499 人	40.1 人
桃　山　路　線	11,825 人	32.6 人	12,568 人	34.7 人
合　　計	26,889 人	74.1 人	27,067 人	74.8 人

【目標の設定理由】

▼粉河那賀路線

1 日あたりの利用者数を見ると、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて 1.4 人減少しています。

紀の川市では地域公共交通網形成計画を策定中であり、策定完了までの目標値は昨年度にならい、年度ごとの利用者数 0.5 人増として設定しました。

▼桃山路線

当該路線は山間部が中心で、利用者の大幅な増加を見込むことは困難であるものの、平成 28 年度と平成 29 年度を比較すると、1 日あたりの利用者数は 2.1 人増加しています。

しかし、昨年度は 8.8 人の減少であったことから、利用者数が底上げされたとは想定し難い状況です。したがいまして、利用者の著しい減少を食い止めるべく、目標値は平成 29 年度実績値の現状維持としました。

【評価の基準】

紀の川市地域公共交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統）で設定した目標が達成されているかどうかを評価の基準としています。

３．目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

（１） 取組経緯

本市は、全国平均と比較して、「鉄道の空間的アクセシビリティ」と「バスの時間的アクセシビリティ」が低い状況にあります。前者に関して、空間的なアクセス向上のため鉄道駅を新設する等の対応は容易ではなく、また更に人口減少が予測される社会情勢の中で、現実的な対応とは言えません。

一方、後者は、運行時間を短縮化し、目的地までより短時間でアクセスできるようにしたり、運行頻度を高めることで利用しやすくしたりすることで、利便性の向上に結びつけられる可能性があります。

事前調査等からも、運行の多頻度化を求める意見が聞かれるようになっており、網形成計画にも運行頻度を高める取り組みについて触れることを検討しています。なお、主な調査内容については、以下の５点でした。

①住民意向調査（住民対象）　②利用実態調査（バス利用者対象）
③移動に関するアンケート調査（鉄道駅利用者対象）
④利用意向調査（中高生対象）　⑤現状ならびに意向調査（事業者・行政等対象）

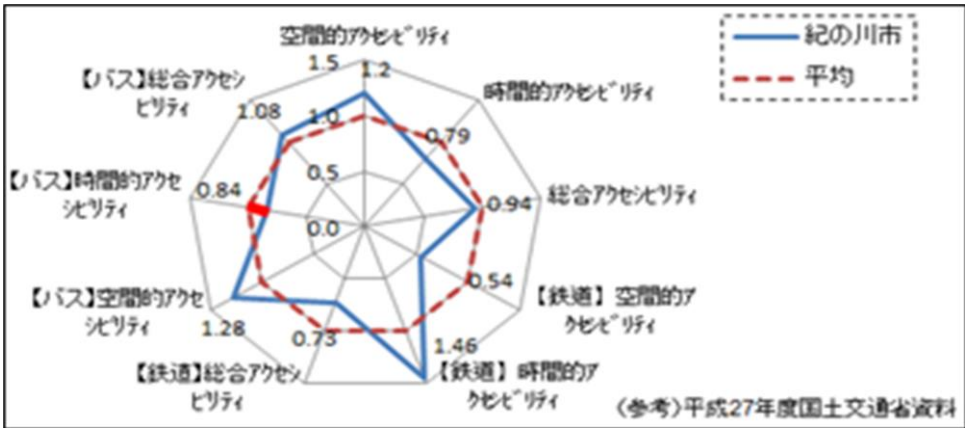

（２） 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
地域公共交通確保維持改善事業（巡回バス）	本協議会	H29.10.1～H30.9.30	フ	・正月３が日を除く毎日運行 ・全３路線（11 コース）運行うち、2 路線（4 コース）が補助対象路線
地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（紀の川コミュニティバス）	紀の川市 岩出市 和歌山バス那賀	H29.10.1～H30.9.30	幹	・正月３が日を除く毎日運行 ・岩出市と共同で運行しており、両市役所や公立那賀病院、那賀高校や貴志川高校などを結び運行を実施。
地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（粉河熊取線）	紀の川市 和歌山バス那賀	H29.10.1～H30.9.30	幹	・粉河駅前～熊取駅前を運行
計画策定事業	紀の川市	H30.4.1 ～H31.3.31	策	・紀の川市地域公共交通網形成計画の策定

【種別】幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、推：計画推進事業
再策：再編計画策定事業、再推：再編計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
該当なし			

非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
地域公共交通網形成計画策定事業	紀の川市	H29 年度	・円滑な網形成計画策定のため、市独自予算で事前調査を実施した。
地域巡回バス運行補助事業	紀の川市	H29 年度 H30 年度	・運行経費と、運賃収入・国庫補助金の差額を市が負担。
路線バス運行補助事業	紀の川市	H29 年度 H30 年度	・紀の川ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽおよび路線ﾊﾞｽ粉河熊取線の運行経費と、運賃収入・国庫及び県補助金の差額を市が負担。
ﾃﾞﾏﾝﾄﾞ型乗合ﾀｸｼｰ運行維持費補助金	紀の川市	H29 年度 H30 年度	・運行経費と、運賃収入の差額を市が負担。

（３） 生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「（２）目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
地域公共交通確保維持改善事業（巡回バス） 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（紀の川コミュニティバス）	平成 31 年度に貴志駅の駐輪場整備（屋根を設置し、自転車利用者が雨でも公共交通を利用しやすいように。）が出来るよう、利便性向上に向けた検討を行った。	巡回バス「貴志駅」「貴志駅前」の利用者増 紀の川コミュニティバス「貴志駅下」の利用者増
地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（粉河熊取線）	粉河駅前の駐車場をパークアンドバスライドに活用いただいており、周知を行っている。 平成 31 年度においても継続的に取り組んでいく。	粉河熊取線に支出する市補助金負担低減

４．具体的取組に対する評価

【実績】

・地域巡回バス利用者数

▼平成 30 年度（H29.10～H30.9）

路線名	目標人数	実績人数	達成率	備考
粉河那賀路線	14,680 人	15,337 人	104.5%	正月 3 が日を除き毎日運行
桃山路線	12,568 人	12,366 人	98.4%	
合計	27,248 人	27,703 人	101.7%	

【課題】

・桃山路線の利用者数が目標値を 202 名下回りました。

・桃山路線に含まれている細野貴志川コースは運行時間が 1 時間 20 分、桃山鞆渕コースは 1 時間 15 分と長大な路線であることから、利便性を損なっている可能性があります。

・網形成計画の中で運行時間の縮減を検討し、利便性の向上を目指します。

５．自己評価から得られた課題と対応方針

課　　題	課題への対応方針
運行時間の長い路線を改善し、利便性を向上させるため、バス路線毎の運行時間短縮化・高頻度化を検討する必要があります。	・本市では、地元要望に応えバス停を設置してきた経緯から、人口の 97.9%をカバーできています。 ・しかし、限られた車両・人材で運行しているため、低頻度・長時間運行となっています。 ・網形成計画のなかで、新たな乗り合い交通の導入を検討し、多様な交通モードによるネットワークの充実を目指します。
高齢化社会に備え、福祉部門との連携のあり方を検討します。	・高齢化率が 30%を超え、福祉的な移動手段充実も必要です。 ・本協議会を道路運送法に基づく交通会議から、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会へと移行させ、同時に福祉部門や観光部門の長が委員に就任しました。引き続き、部門を横断した取り組みに着手します。

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（これまでの経緯）

１．昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況

昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
該当なし		

２．アピールポイント、特に工夫した点など

●平成 30 年度から、紀の川市地域公共交通会議（道路運送法）を、本協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）に移行しました。これに伴い、福祉部門・観光部門など、市の他部門との連携だけでなく、鉄道事業者など新たな主体との連携が取りやすくなっています。

●平成 29 年度中に実施していた市独自調査[2]の結果が完成し、平成 30 年度中の網形成計画完成に向けた円滑なスタートを切ることができました。

●紀の川市が所有し、巡回バス運行に用いたハイエースを、官公庁オークションで売却し、市歳入の増加に努めました。（1,099,900 円／車両概要：約 10 年・約 70 万 km）

●一部路線のフリー乗降区間新設を検討し、実施の目処がついています。（平成 31 年上旬から切り替え予定。）

●民間路線検索サイトへのダイヤ・バス停位置等掲載。（6/1）

[2] 平成 29 年度に紀の川市単独事業として実施。報告書は市ホームページにて公開。

資料１

（添付資料）公共交通ネットワークのイメージ図

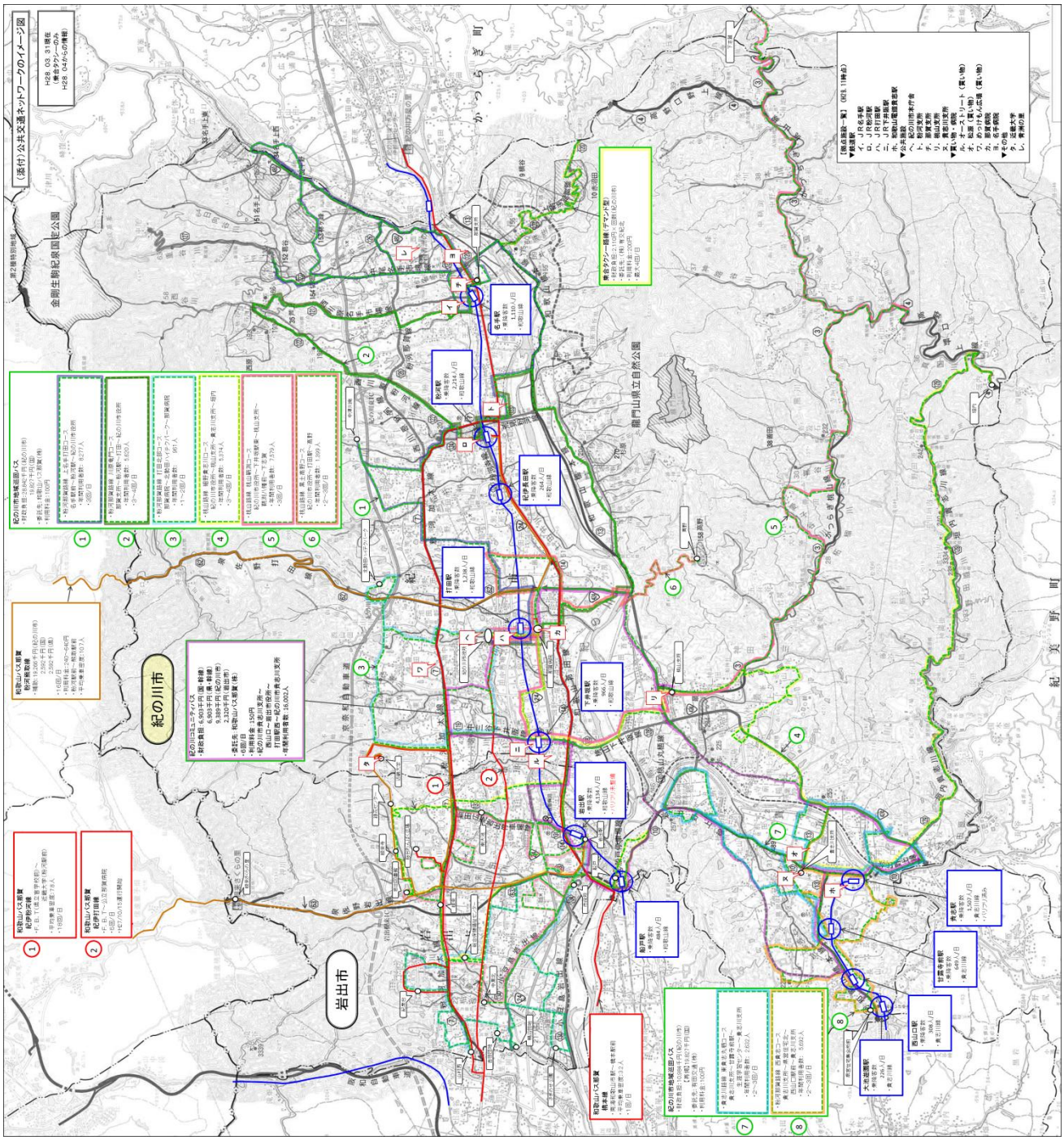
（添付）公共交通ネットワークのイメージ図
H28.03.31現在
（H28.04からの情報）
紀の川市
岩出市
和歌山バス新宮
紀伊駅前営業所
和歌山バス新宮
紀伊打田線
和歌山バス新宮
粉河営業所
紀の川市地域交通バス
粉河駅
紀の川市地域交通バス
粉河駅
紀の川市地域交通バス
粉河駅

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）

平成31年1月　　日

協議会名：紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

評価対象事業名：地域公共交通調査事業（計画策定事業）

①事業の結果概要	②事業実施の適切性		③生活交通確保維持改善計画又は 地域公共交通網形成計画等の 計画策定等に向けた方針
【事業内容】 1．市内各地域における適切な公共交通網のあり方に関する調査・検討 2．地域に適した乗合交通の運行に向けた調査・検討 3．効率的な公共交通乗り継ぎ拠点の調査・検討 4．協議会開催 5．パブリックコメントの実施 6．紀の川市地域公共交通網形成計画（案）の取りまとめ 【結果概要】※「事業内容」の番号と対応。 1．8/28（火）、地域住民や事業者が主体性を持ち活性化に取り組んでいる事例（①奈良近鉄タクシー斑鳩営業所　②河内長野市楠ヶ丘地域）を視察。 2．1の視察へ事業者にも同行を依頼。本市の課題解決に向けた信頼関係の構築に努めた。 10/27（土）、11/13（火）、11/16（金）の3日間、地域住民に向けた網形成計画の方向性説明を実施。今年度中あと2回実施予定である。 当初、本取り組みは、網形成計画策定のための取り組みと位置付けていたが、計画完成後も継続的に実施し、住民の意識醸成を促進する予定。 3．買い物施設、医療施設、公共施設など、主な目的地となる地点の把握に努めた。各施設への乗り入れ（バス停の設置など）ができないか、検討を進める。 4．網形成計画策定に関する協議会を4回開催予定。 5．1月に第3回協議会を開催し、計画素案の承認を得られれば、概ね4週間パブリックコメントを実施予定。 6．2月末から3月中の完成を目指し、策定を進めている。	A	計画通り事業は適切に実施される見込み。	現在策定中であるが、以下の5点を本市の課題として位置付ける予定。 ① 高齢化、交通弱者の増加に対応した地域公共交通づくり ② より使いやすい地域公共交通づくり ③ 持続可能な地域公共交通づくり ④ 地域公共交通軸としての鉄道サービスの維持 ⑤ バスに対する意識の向上 上記5点の課題に対し、以下の3点を基本方針として利用促進等に着手する予定。 ① 利用実態に応じた適材適所のサービスの提供 ② 市民・事業者・行政がともに担い手の意識を持った地域公共交通ネットワークの維持 ③ 選ばれる地域公共交通となるための環境整備
（以上）			

資料1

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

平成31年1月　　日

協議会名：紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

評価対象事業名：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況		⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
和歌山バス那賀（株）	（粉河那賀路線） 上名手打田コースA 名手駅前～紀の川市役所(経由：打田駅ほか）の運行	・市内高校へMM（時刻表配布等）実施継続。 ・網形成計画策定に向け、市独自予算で実施した調査の取りまとめ完成。（市ホームページで公開。） ・一部路線のフリー乗降区間新設を検討し、実施の目処がついています。（平成31年上旬から切り替え予定。） ・6/1から、民間路線検索サイトへのダイヤ・バス停位置等の情報を掲載開催。情報の発信に努めた。	A	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された	A	事業が計画に位置づけられた目標を達成した。	網形成計画（H31.3策定予定）に定められた内容をもとに、計画的な地域公共交通網の再編に取り組みます。
和歌山バス那賀（株）	（粉河那賀路線） 川原竜門コース 紀の川市那賀支所～紀の川市役所(経由：粉河駅ほか）の運行		A	同上	A	同上	同上
和歌山バス那賀（株）	（桃山路線） 細野貴志川コース 紀の川市役所～垣内(経由：貴志駅ほか）の運行　※車両減価償却費等国庫補助金交付路線		A	同上	B	桃山路線では、年間利用者数目標を12,568人としていたが、実績は12,366人であった。	同上
和歌山バス那賀（株）	（桃山路線） 桃山鞆渕コース 紀の川市役所～下志賀（経由：和田ほか）の運行　※車両減価償却費等国庫補助金交付路線		A	同上	B	同上	同上
（以上）							

資料1

資料1

【参考資料】「⑤目標・効果達成状況」について

①補助対象事業者等	②事業概要	⑤目標・効果達成状況		目標値		実績値		達成率	
				前年度 H28.10 ～H29.9	平成30年度 H29.10 ～H30.9	前年度 H28.10 ～H29.9	平成30年度 H29.10 ～H30.9	前年度 H28.10 ～H29.9	平成30年度 H29.10 ～H30.9
和歌山バス那賀 株式会社	（粉河那賀路線） 上名手打田コースA 名手駅前～紀の川市役所(経由：打田駅ほか）の運行	A	事業が計画に位置づけられた目標を達成した。	15,240人	14,680人	14,499人	15,337人	95.1%	104.5%
	（粉河那賀路線） 川原竜門コース 紀の川市那賀支所～紀の川市役所(経由：粉河駅ほか）の運行								
	（桃山路線） 細野貴志川コース 紀の川市役所～垣内(経由：貴志駅ほか）の運行 ※車両減価償却費等国庫補助金交付路線	B	桃山路線では、年間利用者数目標を12,568人としていたが、実績は12,366人であった。	14,968人	12,568人	12,568人	12,366人	84.0%	98.4%
	（桃山路線） 桃山鞆渕コース 紀の川市役所～下志賀（経由：和田ほか）の運行 ※車両減価償却費等国庫補助金交付路線								

別添１－２

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

平成31年1月　　日

協議会名：	紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

地域の交通の目指す姿 （事業実施の目的・必要性）	平成17年11月7日に旧那賀郡内の5町（打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町）が合併し、紀の川市が誕生しました。この合併により市の面積が228．21 K㎡と拡大し、高齢者や障がい者などの交通弱者にとって市域内の移動が困難となったこと、また公共交通事業者の不採算バス路線撤退等による公共交通空白地域の増加等の問題も生じていたことから、「交通弱者の日常的な移動手段の確保」、「公共交通空白地域の解消」を目的とし、地域巡回バスの運行を開始しました。 現在では、この地域巡回バス路線の認知度も、高齢者の方々をはじめとして、徐々に浸透してきているところです。また高齢化、人口減少対策として、市全体で定住施策を推進している中で、公共交通の充実も定住条件の一つと考えられます。 以上のことから、引き続き、行政・市民・事業者等が協力し一体となって、この地域巡回バスの路線確保、サービス提供の維持を行っていきたいと考えております。

資料１

議案第２号

紀の川市地域公共交通網形成計画（素案）の確定とパブリックコメントの実施について

■紀の川市地域公共交通網形成計画（素案）について、承認を求める。

別冊資料のとおり

■パブリックコメントの実施について、承認を求める

資料２のとおり

平成３１年１月１７日提出

資料２

■市民意見募集（パブリックコメント）とは
　パブリックコメントとは、紀の川市の計画策定や事業実施にあたって市民の意見を募集し、市の行う取り組みに参画してもらい、意見を市政運営に反映していくことを目的とする制度です。

■パブリックコメントの対象とする計画
・紀の川市地域公共交通網形成計画［本編］および［資料編］（素案）

■募集期間
・平成 31 年 1 月 18 日（金）～平成 31 年 2 月 14 日（木）
　※期間は若干前後する可能性がありますが、概ね 4 週間を予定しています。

■意見を提出できる方
　「紀の川市市民意見募集(パブリックコメント)手続要綱」に定められた、以下の方が対象となります。
・市内に住所を有する者
・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
・市内に存する学校に在学する者
・本市に対して納税義務を有する者
・本市で事業活動その他の活動を行う方及び団体
・その他実施機関が必要と認めるもの

■計画の閲覧方法
（1）市ホームページ
（2）地域創生課（本庁舎３階３２番カウンター）
　※（1）は随時　（2）は閉庁日を除く午前 9 時～午後 5 時

■意見の提出方法
・意見提出用紙に必要事項を明確に記入し、郵送・FAX・電子メール・持参のいずれかで提出（いずれの場合も 2 月 14 日必着）
・口頭や電話、匿名での受付は行いません。

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会　規約

制定　平成３０年６月１４日

（名称）

第１条　本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第２条　協議会は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成２３年３月３０日国自旅第２４０号）第３条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）確保維持改善事業及び網形成計画の策定及び変更の協議に関する事項

（２）確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項

（３）確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項

（４）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

（構成員）

第４条　協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

（１）紀の川市の指名する者

（２）法第２条第２号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者

（３）住民又は利用者の代表

（４）近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者

（５）岩出警察署長又はその指名する者

（６）道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

（１）行政機関の役員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

（２）前号以外の委員の任期は１年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第６条　会長は、紀の川市副市長をもって充てる。

２　会長は、法定協議会を代表し、会務を総括する。

３　会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。

４　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（副会長）

第７条　副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

（監査委員）

第８条　協議会に監査委員２名を置く。

２　協議会の出納監査は、監査委員が行う。

３　監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
（協議会の運営）
第９条　協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。
２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
４　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
６　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。
（軽微な事項に関する取扱い）
第１０条　協議会において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。
（協議結果の尊重義務）
第１１条　協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
（分科会）
第１２条　協議会は、第３条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて分科会を設置することができる。
２　分科会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
（守秘義務）
第１３条　協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（事務局）
第１４条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、紀の川市企画部地域創生課に置く。
３　事務局には、事務局長、事務局員を置き、紀の川市の職員のうち会長が定めた者をもって充てる。
４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（経費）
第１５条　協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。
（財務に関する事項）
第１６条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（報酬）
第１７条　協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。
（その他）
第１８条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附　則
この規約は、平成３０年６月１４日から施行する。